

Title	国内利益集団と欧州共同体：英国の場合
Sub Title	
Author	田中, 俊郎(Tanaka, Toshirō)
Publisher	慶應義塾大学法学部
Publication year	1983
Jtitle	慶應義塾創立一二五周年記念論文集：法学部政治学関係 (1983. 10) ,p.259- 284
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Book
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0259">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=BN01735019-00000002-0259</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

# 国内利益集団と欧州共同体

—英国の場合—

田中俊郎

- 一 はじめに
- 二 国内利益集団とE.C.の政策決定
- 三 英国の利益集団
- 四 結語

## 一 はじめに

一九七三年一月一日英国が欧州共同体(E.C.)に加盟したことによって、それまで主に国内問題として英国内の政治過程の中で処理されてきた問題の多くが、E.C.レベルで決定されることになった。このような国内問題の「欧州化」にもなつて、英国のさまざまな政治的アクターも「欧州化」を余儀なくされた。著者は、まず、英国の政府機構(ホワイトホール)の制度的対応を検討することによって、政府機構の「欧州化」の実態と、逆にE.C.政策が「英国化」されるしくみの一端を明らかにし、<sup>(1)</sup>次いで、英国議會(ウェストミンスター)が如何なる制度的対応を示してE.C.政策に対する「民主的統制」を行なっているのかを解明した。<sup>(2)</sup>そこで、本稿は、サブナショナル・アクターで

ある英国内の利益集団が、EC加盟にもなつてどのような制度的対応を示し、如何にECの政策決定に影響を及ぼそうとしているのかを明らかにすることを目的としている。

議論の順序として、第一に、ECの政策決定過程における国内利益集団の加圧行動のチャネルについて概観し、第二に、英国内の利益集団の対応およびその活動状況を個別的に検討することによって、利益集団の「欧州化」の実態を説明することにする。但し、紙幅の関係から、本稿で取りあげるのは、英国の代表的な利益集団であるCB I（英産業連合）、NFU（全国農民組合）およびTUC（労働組合評議会）に限定する。

(1) 拙稿「英国の欧州共同体加盟にとまらうホワイトホールの対応」、石川忠雄教授還暦記念論文集『現代中国と世界——その政治的展開』、慶應通信、一九八二年所収。

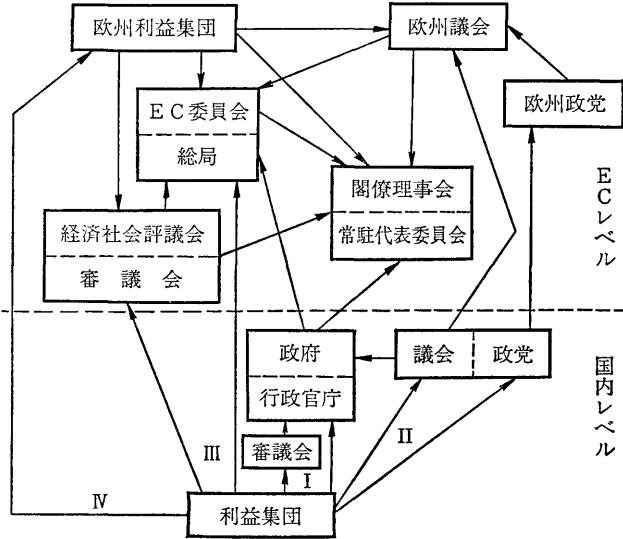
(2) 拙稿「ウェストミンスターと欧州共同体」、『法学研究』第五六巻三号（内山正熊教授退職記念論文集）、昭和五八年三月。

## 二 国内利益集団とECの政策決定

では、EC構成国内の利益集団は、どのようなチャネルを通してECの政策決定に影響を及ぼそうとしているのであろうか。

ECの政策決定の基本的パターンは、EC委員会が提案し、欧州議会および経済社会評議会の諮問を受け、閣僚理事会が決定を下す。ここでは、EC委員会は共同体の一般的利益に基づいて行動し、欧州議会は有権者の「民意」を反映させ、「民主的統制」を確保し、経済社会評議会はさまざまな経済的・社会的諸勢力の声を反映させ、閣僚理事会は構成国の利益を代表し、相異なる利害を調整して決定を下すことが期待されている。しかし、技術的性格の強い日々の決定は、EC委員会のもとにある一九の総局に属するEC官僚と、閣僚理事会のもとにある常駐代表

図-I ECにおける国内利益集団の加圧行動チャネル



委員会、農業特別委員会、第一一三条委員会およびそれらの下部機関であるさまざまな作業部会・小委員会に出席する構成国政府官僚との協議によって決定されることが多い。(1)

図-Iは、国内利益集団がこのようなECの政策決定に影響を及ぼしうるチャネルを明示したものである。もちろん、すべての集団が、同じ形をとるわけではなく、個々の集団の組織、目的、伝統、人的能力、財政能力などさまざまな要因によって各チャネルの重要度と使用状態は異なっている。

第一の方法は、国内の政治過程において各利益集団が政府および行政官庁との間の接触（審議会など制度化されたものと非公式のものを含めて）を通してECの閣僚理事会、常駐代表委員会などの政府代表が出席する場に対して影響を与えようとするものである。(3)

閣僚理事会において、構成国の死活的利益に関する問題に対して構成国に事実上の拒否権を認める全会一致制を慣行化させた、いわゆる「ルクセンブルグの妥協（一九六六年一月）」が生き続ける限り、この方法もっとも有効な手段となり得る。

第二の方法は、国内の議会および政党を通して行なうものである。それには、国内議会が自国の政府および行政官庁を監督することによるものと欧州議会に反映させ

るものとが考えられる。前者は、構成国によってECの諸活動に対する国内議会の監督権限と影響力は異なっているが、全体的には弱く、必ずしも効果的ではない。<sup>(4)</sup> 後者の方法は、一九七九年六月の欧州議会議員の直接選挙実施を境に変化しつつある。一九七九年以前は、欧州議会議員は国内議会の議員が兼務する、いわゆる「二重議席」議員であった。しかし、直接選挙が導入されると、「二重議席」議員は大幅に減少したために、<sup>(5)</sup> 政党、とくに直接選挙を機に結成された欧州政党を通してチャネルの方がより効果的になったと考えられる。しかしながら、欧州議会の権限は、一九七〇年代に入って予算権の拡張に代表されるように強化されつつあるが、欧州議会は基本的には「諮問機関」であり、その勧告には法的拘束力はない。但し、欧州議会の勧告の実現状況は、閣僚理事会よりもEC委員会によって受け入れられる率は高いといえる。<sup>(7)</sup> このため、利益集団にとって、欧州議会はEC委員会に対する圧力行使する手段としてみなされておき、とくに直接選挙を機に欧州議会の権威が高まりつつある傾向の中で、欧州議会は国内利益集団の標的として重要になりつつある。

第三の方法は、国内利益集団がEC委員会に、直接もしくはは経済社会評議会あるいは各種審議会を通して間接に、影響を及ぼそうとするものである。EC委員会は、主要国内利益集団との間で非公式な接触を行なっているが、一九七〇年代中頃までは直接的接触を控える傾向にあった。このため間接的方法が多用されている。経済社会評議会は、ローマ条約(EEC条約およびEURATOM条約)に定められ、利益集団に対して協議への参加を保証するものである。<sup>(8)</sup> そのメンバーは、現在一五六名で、構成国別に割当られているばかりでなく、人選にあたっては、第一グループ(経営者)、第二グループ(労働者)、第三グループ(農民、消費者、中小企業、公務員など)の均衡が考慮されている。但し、注意を要するのは、メンバーは所属する利益集団の代表ではなく、個人の資格で任命されており、そのことが、相異なる利害に割当られる人的構成そのものとともに、経済社会評議会の影響力を減ずる結果ともなっている。

いる。<sup>(9)</sup> しかも、その諮問の範囲は、ローマ条約に明記され協議が義務づけられているものとEC委員会および閣僚理事会が任意に諮問した場合に限られていた。しかし、この点に関しては、度重なる経済社会評議会の要請に応じて一九七二年一〇月パリで開催されたEC九カ国首脳会議の決議に基づき、一九七四年二月一二日閣僚理事会の決定により改善され、経済社会評議會は、共同体の諸活動に対してみずからのイニシアティブで意見を提出することができるようになった。<sup>(11)</sup> もちろん、経済社会評議會の意見には法的拘束力はないが、構成国政府が提出する名簿に基づいて閣僚理事会がそのメンバーを任命する経済社会評議會は国内の利益集団にとってECレベルのみずからの声を反映させるもともと公式な場であり、重要なチャネルとなっている。

経済社会評議會とともに、利益集団の声をECの決定に取り入れ、利益集団の協力を得るために制度化されたものに各種の審議會がある。経済社会評議會官房の調査によれば、一九七八年の時点までに、三共同体条約ならびにEC委員会および閣僚理事会の決定に基づいて設置された協議機関は四六あり、農業、漁業、運輸、産業、関税、雇用、職業訓練、労働者の自由移動、消費者保護など多岐にわたる問題について専門審議會がEC委員会および閣僚理事会との協議にあたっている。各審議會は、法的基礎、構成、任命の方法、目的、権限、開催頻度はそれぞれ異なっているが、EC委員会が任命権限を有している審議會では、そのメンバーは後述する欧州レベルの利益集団連合組織（以下欧州利益集団と称す）から人選され、閣僚理事会が任命権限を有している審議會では、そのメンバーは国内利益集団から人選される傾向にある。<sup>(13)</sup> さらに、審議対象が技術的性格の強いもののために、各利益集団の専門知識を発揮する場として国内利益集団にとって審議會は経済社会評議會よりも重視されつつある。

第四の方法は、国内利益集団が結成・加盟し、トランスナショナル・アクターとして行動する欧州利益集団を通して影響力を行使しようとするものである。国内利益集団の国際組織化現象は、第二次世界大戦前にもみいだすこ

とができるが、西欧規模の組織化は、一九四七年のマーシャル・プランを契機に始まり、一九五二年のECS Cおよび一九五八年のEECとEURATOMの創設は、EC規模の組織化を促進した<sup>(14)</sup>。EC委員会も、前述のように、個々の国内利益集団との直接的な接触を控えたために、組織化の触媒として機能した<sup>(15)</sup>。エミール・キルヒナーの研究によれば、三二一の欧州利益集団が存在しており、それらは、資格（EC構成国に限定しているか否かなど）、目的（単なる情報交換からECの決定に圧力を加えようとするものまで）、組織力（予算額、事務局員数、会議開催回数など）千差万別であるが、その中でもっとも強力な組織は、UNICE（EC産業連盟）、COPA（EEC農業団体評議会）、ETUC（欧州労働組合連合）である<sup>(17)</sup>。これらの組織は、制度化されたチャネルとして前述の経済社会評議会および各種審議会を利用する以外に、電話、訪問、招待、資料送付、決議の伝達、示威行進などの非公式のチャネルを通してEC委員会に対して圧力を行使する<sup>(18)</sup>。閣僚理事会への加圧行動は、あまり行なわれず、前述の第一の方法により構成国の国内利益集団が主となっている。欧州議会との関係は、これまであまり重視されなかったが、直接選挙の導入以後重要な標的となりつつある<sup>(19)</sup>。もちろん、国内利益集団にとって欧州利益集団は、自国の特殊事情が考慮されない危険性はあるが、国境を超えた職能的連帯によってより大きな圧力をECレベルで行使する機会を提供するものである。

では次に、英国がECに加盟したことによって、英国内の主要な利益集団は如何なる対応を示し、EC政策に関与しているのであろうか検討してみよう。

(14) EOC政策決定の過程は、Leon N. Lindberg, *The Political Dynamics of European Economic Integration* (Stanford: Stanford University Press, 1963), Leon N. Lindberg, *Decision Making and Integration in the European Community, International Organization*, Vol. 19, No. 1, Winter, 1965; David Coombs, *Politics and Bureaucracy in the European Community: A Portrait of the Commission of the EEC* (London: George Allen and Unwin 1970), G. G. Rosenthal, *The Men behind the Decisions: Cases in*

- European Policy-Making (Lexington: Lexington Books, 1975), C. Sasse, E. Poulet, D. Coombes and G. Depez, *Decision Making in the European Community* (New York: Praeger Publishers, 1977), H. Wallace, W. Wallace and C. Webb (eds), *Policy-Making in the European Communities* (London: John Wiley & Sons, 1977), Stanley Henig, *Power and Decision in Europe: The Political Institutions of the European Community* (London: Euro potentials Press, 1980), 嶋武彦「EC政策決定システムと主要論機関」南藝清「ECにおける共通農業政策の形成・発展と委員会の役割」細谷千博・南藝清編『欧州共同体(EC)の研究』新有堂、一九八〇年所収、なごを参照された。
- (2) 図一を作成するにあたっては、以下を参考にした。Dusan Sidjanski, *Pressure Groups and the European Economic Community, Government and Opposition*, Vol. 2, No. 3, April-July 1967, p. 412, 邦訳「ジャン・マン・ド・カザン・シジャンスキ」中原喜一郎訳『ヨーロッパの国際圧力団体』“ネマノ”書房、昭和四八年所収、一六五頁、Confederation of British Industries, *Signposts to the EEC*, reprinted in James Barber and Bruce Reed (eds.), *European Community: Vision and Reality* (London: Croom Helm, 1973), p. 144.
- (3) Werner Feld, *National Economic Interest Groups and Policy Formulation in the EEC, Political Science Quarterly*, Vol. 81, No. 3, September 1966, pp. 396-399 参照。
- (4) Michael Niblock, *The EEC: National Parliaments in the Community Decision-making* (London: Chatham House: PEP, 1971), 但し「メンバー会議」次及び英国議会のEC政策に対するチェックは無視せよと。
- (5) *European Parliament: EP News*, No. 12, 7-12 July, 1980, p. 2, 前掲拙稿『法学研究』第五六巻三号、五八五頁。
- (6) 欧州政党について、中原喜一郎「欧州議会の選挙と国際政党」『東海大学政治経済学部紀要』第一〇号、一九七八年に詳し。
- (7) David Marguand, *Parliamentary Accountability and the European Community, Journal of Common Market Studies*, Vol. 19, No. 3, March 1981, pp. 228-233, 小室程夫「ヨーロッパ経済共同体に於ける主要機関の権限関係(二)」『法学論叢』第一〇九巻四号、一九八一年七月、六五一—九〇頁参照。
- (8) 経済社会評議会の構成員の国別割当は、西ドイツ、フランス、イタリア、英国各二四名、ベルギー、ギリシア、オランダ各二名、デンマーク、アイルランド各九名、ルクセンブルグ六名となっている(EEC条約第一九四条)。
- (9) Juliet Lodge and Valentine Herman, *The Economic and Social Committee in EEC Decision Making, International Organization*, Vol. 34, No. 2, Spring 1980, p. 270.
- (10) 経済社会評議会との協議を義務付けているのは、EEC条約第四三条、四九条、五四条、七五条、一〇〇条、一一八条、一二二条、二二六—二二八条、EURATOM条約第七條、九条、三二条、四〇—四一条、九六条、九八条などがあげられる(Diarmid McLaughlin, *The Work and Aims of the Economic and Social Committee of the EEC and Euratom, Journal of Common Market Studies*, Vol. 15, No. 1,



September 1976, pp.27-28).

- (11) Diarmid McLaughlin, *ibid.*, p.14, Juliet Lodge and Valentine Herman, *op. cit.*, pp.273-274 参照。
- (12) General Secretariat, Economic and Social Committee of the European Communities, *Community Advisory Committees for the Representation of Socio-Economic Interests* (Farnborough: Saxon House, 1980).
- (13) Emil Kirchner and Konrad Schwalger, *The Role of Interest Groups in the European Community* (Aldershot: Gower Publishing Company Limited, 1981), p.107 参照。
- (14) 利益集団の欧州組織化については、前掲ジャン・モノ、デッサン・シジャンスキ『ヨーロッパの国際圧力団体』、中原喜一郎「欧州統合と民衆勢力」、前掲細谷千博・南義清編『欧州共同体の研究』所収に詳しく。
- (15) Roy Pryce, *The Politics of the European Community* (London: Butterworths, 1973), p.87.
- (16) Emil Joseph Kirchner, *Trade Unions as a Pressure Group in the European Community* (Farnborough: Saxon House, 1977), pp.18-20.
- (17) Emil Kirchner and Konrad Schwalger, *op. cit.*, pp.20-21, table 2.2 参照。
- (18) 中原喜一郎前掲「欧州統合と民衆勢力」、一七〇頁。
- (19) 「ヨーロッパのロビイストたち」EC政策決定過程の舞台裏、『月刊ECジャーナル』第七三号、一九八二年七月・八月号、一五頁。

### 三 英国の利益集団

英国の政治過程における利益集団の役割とその重要性については、これまで数多くの優れた業績が発表されてきた。たとえば、S・H・ピアは、「英国の圧力集団は、米国の例と比較しても、数が多く、規模が大きく、よく組織化され、しかも極めて効果的である」と評価している<sup>(1)</sup>。また、英国の圧力団体の活動領域について、内田満は、党派性が減少し、活動の主要部分が対政党、対世論ではなく、対行政部であることを論じている<sup>(2)</sup>。さらに、英国のEC加盟問題に対する主要利益集団の行動と役割については、R・J・リーパーの研究がある<sup>(3)</sup>。しかし、これらの著作は、英国がECに加盟する以前に発表されたものであり、英国内の政治過程における利益集団の諸問題の研究

であり、利益集団の国際化についてはほとんど論じられていない。

そこで、英国のEC加盟にともなう三主要国内利益集団の「欧州化」の実態を、各集団のECに対する態度、内部機構、前述した四つのチャネルについて検討してみよう。

### (一) C B I

英国産業界における頂上組織は、C B I (英産業連合) である。C B I は、一九六五年七月F B I (英産業連盟) を中心にB E C (英経営者連合) およびN A B M (全英製造業者協会) の三団体が合同して結成され、一九七五年一二月末の時点で、一万六〇〇〇の民間企業、一五の公共企業体、一九七の経営者組織および商業組織をそのメンバーとしている。<sup>(4)</sup>

C B I のE C に対する態度を検討する前にその前身であるF B I の態度に言及せねばならない。一九五〇年代後半、欧州大陸六カ国の共同市場案に対抗してマクミラン政府が、欧州経済協力機構 (O E E C) に提出した自由貿易地域案 (F T A) に対してF B I は、積極的に政府を支持し、西欧レベルの経営者連合組織である欧州産業連盟評議会 (C E I F) においてF T A への支持を獲得すべく努力した。<sup>(5)</sup> さらに、F T A が水泡に帰すと、F B I は政府に先立ちスカンジナビア諸国の財界と協議を重さね、欧州自由貿易地域連合 (E F T A) の結成を促したのである。しかし、マクミラン政府がE E C 加盟に政策を転ずると、F B I も英国の加盟支持へとその態度を変化させた。このため、全体としてこの時期におけるF B I は、欧州大陸の展開に対して注意を払うのが遅れ、政府の政策に追隨していたと評価されている。<sup>(6)</sup>

しかし、一九六五年に結成されたC B I は、E E C 加盟問題に対して積極的に取り組んだ。E E C の発展を検討

し、EECとのより緊密な関係の産業に対する実際的な影響を評価し、加盟に関して勧告を行なうために、欧州運営委員会が設置され、その事務は西欧課が担当することになった。<sup>(7)</sup> 同委員会は、一九六六年一月には『英国と欧州』、一九七〇年一月には『欧州のなかの英国』と題する報告を発表し、国際競争力の弱い業種および中小企業に對するセーフガード措置を求めながらも、英国のEC加盟を強く支持したのである。さらに、一九七一年一月CB Iはブリュッセル事務所を開設し、ヒース政府による第三回目のEC加盟交渉が峠を越した一九七一年夏、西欧課を西欧諮問課とEEC調整課に二分した。前者は、CB Iメンバーに對して、EC加盟および西欧一八カ国の市場とその關係について助言、情報、指導を与えることを目的とし、後者は、CB Iの対EC政策を形成し、CB Iブリュッセル事務所との連絡の任にあたることになった。さらに、加盟原則が下院において承認された一九七一年一月、欧州運営委員会に代って、全英石炭庁会長デレック・エズラを委員長とするCB I欧州委員会が設置され、CB Iの執行部レベルでも組織的に強化された。その後、加盟の過渡期間が終了したと判断された一九七三年一月、事務レベルでは各EC政策はCB Iの各専門局(国際局、経済局、企業局、社会局、教育・訓練・技術局などの担当となり、EEC調整課の規模は縮小され、欧州政策課と改称され、その任務は、ECに對するCB Iの全般的政策および各専門局の担当以外のすべてのEC問題について担当することになった。しかし、英国はECに残留すべきか否かを問う国民投票が一九七五年六月五日に行なわれることになると、CB Iは欧州作戦室を設置し残留を求めて大規模な広報活動を展開したばかりでなく、CB I所屬企業は残留派の超党派組織「欧州のなかの英国(BIE)」<sup>(8)</sup>の主要な財源を提供し、残留運動を積極的に支持したのである。

CB IがEC政策に影響を及ぼそうとする際、もっとも重視しているのは、第一のホワイトホールとのチャネルである。CB Iは、政府および関係省庁(内閣官房庁、外務省、大蔵省、貿易省、産業省など)との間に伝統的に築きあ

げてきた多くの公式および非公式のパイプを有しており、ヒース政権下の加盟交渉の間、事務レベルにおける国内調整の最高責任者であったウィリアム・ニールド内閣官房庁事務次官、交渉団長であったコン・オニール外務副事務次官などと頻繁な接触を行なってきた。とくに、交渉当時の通産相ジョン・デイヴィスは、一九六五年から一九七二年までCBIの初代事務総長であり、一九七二年一月の内閣改造によって通産相からEC担当のランカスター公領相に転出し、いわば「欧州相」として英国のEC政策の調整役となったが、CBIにとってもっとも有力なチャネルであった。CBIでは、CBI欧州委員会が閣僚および高級官僚との、欧州政策課が事務レベルでの、連絡調整の任にあたっている。<sup>(9)</sup>

第二のチャネルである英国議会および政党との関係については、CBIは従来から産業に係わる広範な問題についてその見解を上院および下院の各種委員会に提出しており、EC問題についてもこの手続を適用し、たとえばEC地域政策に関して下院歳出委員会通商産業小委員会に、ECの開発援助政策に関して下院海外開発援助特別委員会にその意見を提出しているが、<sup>(10)</sup> 主要な標的は、下院欧州第二次立法等特別委員会および上院EC特別委員会である。<sup>(12)</sup> とくに、前述のデイヴィスは、労働党政権下の一九七四年五月から七六年一月まで下院欧州第二次立法等特別委員会の委員長を務め、CBIとの太い個人的なパイプとなっていた。しかし、相対的にみると、CBIは英国議会によるEC政策のチェックよりも次に述べる英国の欧州議会議員とのチャネルを重視しているといえる。

しかし、加盟当初において、CBIと欧州議会議員との関係は極めて希薄であった。その理由の一つは、CBIが経済社会評議会と欧州議会の相対的重要性の判断を誤ったことである。<sup>(13)</sup> しかしながら、一九七四年以来、CBIは、保守党の欧州議会議員との結びつきを強化し始め、欧州保守党グループのルクセンブルグ、ブリュッセル、ロ

ンドン事務所との間で密接な関係を樹立した。労働党が、一九七五年七月まで欧州議会への議員派遣をボイコットしていたために、CBIの労働党の欧州議会議員との関係樹立は出遅れたが、一九七六年までに、すべての英国派遣欧州議会議員に対して、欧州議会が取り扱う議題とそれがCBIではどの部署の担当であるかを明示した一覧表を二週間ごとに送付するとともに、全政党の議員と定期的に会合をもつに至った。このようなCBIの欧州議会重視の態度の背景には、第一に、欧州議会が予算権に代表されるようにしだいにEC内部における影響力を増しつつあり、第二に、欧州議会議員の直接選挙導入が政治的日程にのぼり、それを契機に欧州議会の権限がより強化されるであろうとCBIが認識し始めたこと<sup>(14)</sup>がある。産業界の欧州議会直接選挙に対する関心は高く、七八名の保守党候補者の内二〇名は企業の役員あるいは「シテイ」の関係者で占められ、当選した六〇名の保守党議員の中には、フレデリック・キャサウッド、デイヴィド・ニコルソン、ジョン・スチュアート・リックラック、マドロン・セリグマン、ベイシル・デ・フェランティなど、大物財界人が含まれていた。しかも、デ・フェランティは欧州議会の副議長に、キャサウッドは対外経済関係委員会委員長に選出されたのである。

第三の方法については、CBIはEC委員会との間で非公式な接触も行なっているが、経済社会評議会およびECの各種審議会のチャネルも重視している。CBIは、経済社会評議会の英国人メンバー(二四名)の第一グループ(約八名)の任命について英国政府の協議を受けているばかりでなく、一九七四年から七八年の任期には五名のメンバーを派遣したのである。<sup>(16)</sup>とくに、一九七三年以来経済社会評議会のメンバーである前出のデ・ファランティは一九七六年一月から七八年一月まで経済社会評議会の議長を務めたのである。さらに、CBIは、第一グループの英国人メンバーのためにブリュッセル事務所を提供するとともに、連絡調整役として少数の職員を配備した。<sup>(17)</sup>また、ECS C運営委員会(前出のデレック・エズラは七八年一月月から議長に、七九年一月月から副議長に選出されている)、

社会基金諮問委員会、雇用常任委員会などECの各種専門審議会に多数の人材を提供している。しかし、経済社会評議会へのCBI派遣メンバーは、一九七八年から八二年の任期中は三名に減少し、八〇年一〇月からCBIのノーマン・ミラーが副議長に選出されたが、七九年にはデ・ファランティの欧州議会への転向に現わされるように、CBIにとって経済社会評議会の重要度はしだいに低下しつつあると考えられるのである。

しかし、CBIは第四の方法である欧州利益集団のチャネルを重視している。CBIは、EC加盟国の経営者団体連合組織であるUNICE (EC産業連盟) との間で一九六七年に協議をもち、一九六八年以後定期的に会合を重ねてきたが、英国のEC加盟に先立つ一九七二年二月UNICEに正式加盟した。その後CBIは、EC委員会との対話を改善し、産業界の意見がECの政策形成のより早い段階から反映させることを意図して一九七三年九月に行なわれたUNICEの機構改革に指導的役割を演じた<sup>(18)</sup>。さらに、CBIは、UNICEの職員を増加させることに反対し、各構成国内団体がより直接UNICEの機構に代表されるべきであると主張し、UNICEの中小企業委員会の委員長にCBIの代表であるZ・ブリアリーを就任させた。また、CBIは、UNICEの執行委員会を説得し、経済協力開発機構(OECD)の商業産業諮問委員会などの他の国際的な経営者組織とのより良き協力関係を樹立させることに成功した<sup>(19)</sup>。UNICEのビル内に設置されたCBIのブリュッセル事務所は、ECの諸活動に目をくばりCBIに関連する問題をロンドンに報告する、いわば監視的機能とともに、UNICEとの連絡調整機能を果している。CBIのブリュッセル代表は、UNICEのCBI常駐代表であり、他のCBI職員とともにUNICEのさまざまなレベルの委員会を担当している<sup>(20)</sup>。しかし、CBIにとってUNICEは二つの問題を抱えている。第一は、他の欧州利益集団と同様に、UNICEが利害の相異なる国内経営者団体の連合体であることから、利害の調整が困難であり、調整ができたとしても最小公倍数的決議になってしまうことである。第二は財政的

問題であり、UNICEの会費、ブリュッセル事務所の維持費、ロンドンからの職員派遣の費用などCBIにとって経済的に大きな負担となっているのである。<sup>(21)</sup>しかしながら、全体として、UNICEはCBIにとってホワイトホールとのチャネルに次ぐ重要な手段となっているのである。

## (二) NFU

英国の全就労人口に占める農業人口の割合は約二・六%であり、数の上では他の利益集団に劣っているが、農民の政治的影響力は極めて強い。<sup>(22)</sup>その原因の一つは、一九〇八年に結成されたNFU（全国農民組合）がイングランドおよびウェールズの専業農家の約九〇%をその傘下に集め、その姉妹団体であるスコットランドNFUおよびアルスター農民組合とともに高い組織集中度を示しているからである。

英国のEC加盟は、英国の農家に対して根本的な変革を意味する。英国の農業政策の基本的特徴は、農産物の自由市場を認めながら、政府の支持する保証価格と平均販売価格との差額を政府が生産者に対して補償する不足払い制度であった。この方法によって国内農家の所得を保証するとともに、外国、とくに英連邦諸国からの農産物輸入により安い食料を確保してきた。他方、ECの共通農業政策（CAP）のもとでは、農家の所得は、域外に対する保護関税と数量制限ならびに余剰買上げによって支持される保証価格によって維持される。ここでは、国家政府による介入および補助は原則的に禁止されることになる。<sup>(23)</sup>このため、NFUの英国EC加盟問題に対する初期の態度は否定的であった。まず、NFUにとって共同市場への加盟は論外であり、FTA問題に関して、NFUはFTAそのものに対して反対はしなかったが、農産物をその協定に組み入れることに強く反対し、マクミラン政府もNFUの主張を全面的に受入れ、農産物の除外を認めた。<sup>(24)</sup>さらに、EFTA結成についてNFUは、前述のEBIとともに

重要な役割を演じたのである。しかし、マクミラン政府がEEC加盟を申請すると、NFUは、交渉されつつある協定が受入れ難いと主張し続けるとともに、加入条件に厳しい注文をつけ、政府の交渉の立場を拘束することに成功した<sup>(25)</sup>。このため、英国の農業問題が、英連邦諸国との貿易問題とともに、交渉の暗礁となり、結果的にド・ゴール仏大統領の拒否権を発動させる一つの要因となったのである。しかし、ウィルソン労働党政府は、第二回目のEEC加盟交渉にあたって、加盟の成否如何にかかわらず、農産物の不足払い制度を根本から改正することを主張し、NFUの現行制度維持の要求を退けたのである。その結果、NFUは反EEC加盟の態度を変化させ、ヒース政府による第三回目の加盟交渉が山を越した一九七一年七月には、「NFUは親共同市場派でもなく、反共同市場派でもない」と、その中立性を強調し、同年九月には、「政府によって交渉された加盟条件に対する生産者の反応は一般的に肯定的であることは疑いもない。英国農業は、拡大された共同体への加入によってもたらされる挑戦に対応する能力に自信をもっている」と、英国のEEC加盟を承認したのである<sup>(26)</sup>。一九七三年以後のNFUのEECに対する態度は、CAPを支持し、CAPのもとで如何に英国の農家にその利益をもたらすかに努力しているのである。NFUの決定機関は、全国理事会であり、そのもとに一般目的委員会および商品委員会などの各種専門委員会が存在するが、EC政策は各委員会の所管に分けられている。加盟に先立つ主要な制度的改革は、ロンドンの本部にNFU欧州官房を設置し、他の農業団体との連絡にあて、ブリュッセルにも英国農業事務所を設置した。さらに、NFUは、英国内においてCAPに関連を有する二五の団体による欧州農業連絡グループ(ELGA)を組織し、その議長はNFU会長があたることになったのである<sup>(27)</sup>。

NFUにとって、第一のホワイトホール、とくに農水産食糧省とのチャネルは、もっとも重要なものである。ヒース政府の交渉の間、NFU会長ヘンリー・プラムはジェームズ・プライア農水産食糧相と、アッシュャー・ウェイ



ンガーテンNFU副事務総長は交渉団のフレデリック・クアンズ農水産食糧省副事務次官など高級官僚との間で、緊密な接触を保っていた。<sup>(28)</sup>さらに、NFUは、加盟後農水産食糧省からクアンズを含む高級官僚をリクルートしてホワイトホールとの関係を強化したのである。事実、ヒース、ウィルソン、キャラハン、サッチャー各政府のもとで閣僚理事会に出席する閣僚とくに農水産食糧相はNFUとの事前協議なしにブリュッセルでの交渉に臨めない状況にある。しかしながら、歴代の英国政府は、CAP、とくに農産物価格支持の費用がEC予算の約七割を占め、英国の対EC予算収支赤字の最大原因と考えており、NFUの主張する農産物価格引き上げには消極的態度を示してきた。<sup>(29)</sup>さらに、とくに労働党政府は、消費者の利益を優先し食糧品価格を低く維持するために「緑のポンド」の切下げに難色を示し、「緑のポンド」の存在が農家の減収を招くとその切下げを主張するNFUと意見を異にした。<sup>(30)</sup>このようにCAPをめぐる英国政府としばしば対立関係に陥いるNFUは、ECレベルにその味方を求めることになるのである。

第二のチャネルである英国議会および政党との関係もNFUにとって重要である。NFUは、下院の欧州第二次立法等特別委員会および上院のEC特別委員会に対してたびたび意見を提出し、会長をはじめ専門家が証言に応じている。<sup>(31)</sup>さらに、NFUは、とくに保守党の「農村議員」を通して政府に圧力をかけ、たとえば一九七八年一月二三日「緑のポンド」切下げ率に関してキャラハン政府提出の五%ではなく、七・五%を求める保守党の動議を下院で通過させ、EC閣僚理事会でも二段階で七・五%の切下げを承認させることに成功している。このように、英国議会とのルートとともに、NFUは、欧州議会議員との緊密な接触をはかり、その関係を強化しつつある。<sup>(32)</sup>欧州議会の直接選挙では、一九七〇年から七九年までNFUの会長を務めたプラムを始め、保守党から九名の農民が立候補し、七名が当選した。<sup>(33)</sup>とくにプラムは、欧州議会内においてもっとも強力な農業委員会の委員長に選出され、八二年一

月には欧州民主グループの代表をも兼務し、欧州議会において積極的に活動しているのである。

第三のチャネルである経済社会評議会および各種審議会もNFUにとって無視はできない。NFUは、経済社会評議会の第三グループのメンバーとして、一九七四年から七八年までは、ブラムの前任会長G・T・ウィリアムズを、さらに七八年から八二年までは現会長のリチャード・パトラーを送ったのである。<sup>34)</sup>さらにNFU副事務総長のウエインガートンをはじめとするNFUの専門家を穀物諮問委員会など約二〇の農業関連審議会に派遣している。しかし、経済社会評議会における農民代表者は少数派であり、NFUの圧力は他国の農業団体とともにEC委員会に向けられている。NFUは、EC委員会および第六総局(農業担当)との間で非公式のチャネルを有し、ブリュッセルの英国農業事務所がその拠点となっているのである。

さらにNFUは、EC加盟国の農業利益集団の連合組織であるCOPA(EEC農業団体評議会)を通じた第四のチャネルも重視している。COPAは、ECの利益集団の中でもっとも有力な圧力集団であり、NFUもその中で積極的な役割を演じている。前出のプラムNFU会長は、一九七六年にCOPAの会長に選出され、英国のみならずEC九カ国の農業利益のスポークスマンとして行動し、ウエインガートンは、COPAの一般専門家グループの議長を務めている。<sup>35)</sup>しかし、問題がないわけではない。組織的には、COPAの人的および財政的規模はNFUのそれにはるかに劣っており、COPAを強化しようとすれば、苦しいNFUの台所からさらに多額の資金が流出することになるのである。<sup>36)</sup>さらに、最近の「羊肉戦争」や「家禽戦争」に端的に現われているように、個々の農産物をめぐる各国内農業利益集団間の利害の対立が、COPAの結束を乱している。このため、NFUは、ホワイトホールとのチャネルを第一義的にし、ECレベルのチャネルを第二義的に使用しながら、英国の農業利益の保護に努めているのである。

NFUの姉妹団体であるスコットランドNFU、ウェールズ農民組合（一九七八年以後）およびアルスター農民組合は、組織的に別であるが通常はNFUと行動を一にしている。しかし、スコットランドの丘陵農業のようにそれぞれ地域の特長事情を抱えており、EC委員会との間でNFUとは別の非公式な接触を保っている。さらに注意を要するのは、英国の特殊な行政機構を反映して、各地域農業団体はそれぞれスコットランド省、ウェールズ省、北アイルランド省とのチャネルを有していることである。<sup>(37)</sup>

## (三) TUC

英国の労働界の頂上組織は、一八六八年に結成されたTUC（労働組合評議会）であり、約一、二〇〇万のメンバーを有し、英国の政治過程において有力な圧力集団として行動してきたことは周知のとおりである。<sup>(38)</sup>

TUCの初期の欧州統合に対する態度は、時の英国政府のそれとほぼ一致していた。TUCは、シューマン・プランへの英国の参加に反対し<sup>(39)</sup>、EECへの加盟よりもFTAを支持し、EFTAは躊躇しながら受入れたが、マクミラン保守党政府のEEC加盟へのイニシアティブを歓迎したのである。<sup>(40)</sup> 注目すべきは、労働党が一九六二年一月の党大会においていわゆる「ゲイッケルの加盟五条件」を打ち出し英国のEEC加盟を事実上拒否したのに対し、TUCは、経済拡大、生活水準の向上、完全雇用政策の観点から、英国のEEC加盟を支持したのである。<sup>(41)</sup> このようなTUCの態度は、ウィルソン労働党政府をして第二回目の加盟交渉に踏み切る基盤となったが、一九七〇年六月の総選挙において労働党が破れ保守党のヒース政府のもとで第三回目の交渉が開始されると、TUCは反EC色を強めた。結局、一九七一年九月のTUC大会は、「ヒース政府の取決めた条件に基づく英国のEC加盟に反対し、議会が加盟に関して決定を下す前に総選挙を行なうべきである」との決議を採択したのである。<sup>(42)</sup> さらに、T

U Cは英国のE C加盟後も経済社会評議会などE C諸機関へのメンバー派遣をボイコットし、ウィルソン労働党政府が一九七四年四月から開始した加盟条件再交渉と国民投票問題に関して、七四年九月のT U C大会はT U C総評議会に対して脱退を勧告しうる権限を与え、労働党政府が残留を決定したにもかかわらず総評議会は国民投票を前に七五年四月二三日、所属組合に対して反対の自由を認めながらも、事実上英国のE Cからの脱退を勧告したのである。<sup>(43)</sup>しかし、国民投票において英国の残留が承認されると、T U Cは、E C諸機関に対するボイコットを撤回し、E C諸機関へのメンバーを派遣し始めたのである。

T U Cは、前述したC B IやN F Uとは異なり、英国のE C加盟にもなつて組織上の大きな改革は行なわず、既存の総評議会のもとにある国際委員会および経済委員会が、事務レベルでは国際課および経済課が、E C政策を担当しているのである。

第一のホワイトホールとのチャネルは、T U Cにとって、とくに労働党が政権の座にある限り、もっとも重要である。T U Cとヒース政府との関係は、一九七〇年代前半「労使関係法」をめぐって著しい緊張状態にあったが、T U Cは総選挙(一九七四年二月二八日)を引き出し、結果的にウィルソンを政権に復帰させることに成功し、T U Cはいわゆる「社会契約」を締結して政府との関係を改善したのである。しかし、その後T U Cの英国政府に対する影響力は、しだいに低下し始めた。その理由の第一は、エネルギー危機に端を発した不況は、政府が古いケインズ流の再膨張政策を適用しても解決し得ないという政府の議論をT U Cが受入ざるを得なかったことであり、第二の理由は、T U Cが不安定な労働党政府を政治的窮地に立たせなくなつたからである。<sup>(44)</sup>そのため、T U Cは欧州にその仲間をさがすことになつた。ここで注意を要するのは、当初T U Cの主たる標的になつたのがE C自体よりも他の欧州諸国政府であることである。T U Cは、E Cがその政策形成においていまだ充分な影響力を有していると

信じていなかったからである。<sup>(46)</sup>とはいえ、TUCが英国政府および産業省、雇用省、厚生社会保障省など関係省庁との間で有しているパイプが第一義的であることには変りがないのである。

第二のチャネルについてもTUCは、CBIやNFUとともに、下院の欧州第二次立法等特別委員会および上院のEC特別委員会の常連である。<sup>(46)</sup>さらに、労働党大会、労働党全国執行委員会、TUC労働党連絡委員会などを通してTUCは、労働党および労働党議員に影響を及ぼそうとしている。しかし、英国議会のEC政策に対する統制機能は充分ではないと判断するTUCは、議会にあまり大きな期待を有していないと考えられる。このようなTUCの態度は、もう一つの民主的統制手段である欧州議会に対してもみいだされる。TUCは、欧州議会の権限強化に関して反対の立場をとっており、労働党派遣の欧州議会議員との接触は著しく限られたものであった。したがって、直接選挙に際して労働党から立候補した労働組合役員は、七八名の内七名<sup>(47)</sup>であり、TUCは選挙運動において積極的役割を演ずることなく、結局、当選したのは、NUM（全国炭鉱労働者組合）のマイケル・ギラハーだけであった。

このような欧州議会に対するTUCの冷淡な態度とは対照的に、第三のチャネルに対するTUCの参加は、著しいものがある。TUCは、前述のように、英国のEC加盟以来ECの諸機関への参加をボイコットする非協力政策を採ってきたが、TUC傘下の全労働組合がこれに従ったわけではない。ECSに特別の利害を有するNUMとISTC（鉄鋼労働組合連合）は、ECS運営委員会にその代表を七三年一月から派遣しており、ISTCのデイヴィド・デイヴィスは五月三日運営委員会の議長に選出されたのである。NUMは、七四年七月にその代表を運営委員会から引き上げたが、デイヴィスはその後も二期にわたり運営委員会副議長に選出されている。TUCが、国民投票後、九月のTUC大会でECに対する非協力政策を撤回したことによってNUMは代表をふたたび派遣し、NUMのジョセフ・ゴムリーは七六年七月一九日ECS運営委員会議長に選出され、七八年七月までその職にあっ

た。他方、経済社会評議会へのTUCメンバーの参加は、七五年九月に始った。しかし、その八名のメンバーの中には、ライオネル(レン)・マレーTUC書記長、TUC内最大の労組TGWU(運輸および一般労働者組合)書記長ジャック・ジョーンズ、第二の労組NUGMW(全国一般および自治体労働者組合)書記長デイヴィド・バスネットなど労働界の有力な指導者が含まれており、TUCの経済社会評議会重視の姿勢をうかがわせる。<sup>(48)</sup>

さらに、TUCはその傘下の労働組合は、ECの各種審議会、なかでも雇用常任委員会、社会基金諮問委員会、労働者の自由移動諮問委員会、運輸諮問委員会にメンバーを送っているばかりでなく、一九七五年一月以来開催されている経済社会三者会議にも参加している。TUCにとってこれらの各種審議会は、その専門知識を生かして効果的な影響力を行使しうるために、重要になりつつある。<sup>(49)</sup>

TUCの第四のチャネルは、ETUC(欧州労働組合連合)である。ETUCは、UNICEやCOPAとは異なり、正式のメンバー資格をEC加盟国以外の労働組合にも開放しており、西欧一八カ国三一の労働組合が加盟し、約四〇〇〇万の労働者を擁している。西欧の労働組合の大部分は、世界レベルでは、社会党・社会民主党系のICFTU(国際自由労働組合連合)、キリスト教系のWCL(世界労働者連合)と共産党系のWFTU(世界労働組合連盟)の三つの国際組織に所属しているが、西欧レベルでは、EC加盟国の多くの労働組合はCESL(EC自由労働組合連合)と、EFTA加盟国の多くの労働組合はTUC-EFTA(EFTA労働組合評議会)を結成している。しかし、ECの拡大の見通しのもとに、CESLとTUC-EFTAが合併し、一九七三年二月にETUCが結成されたが、英国のTUCは、西ドイツのDGB(ドイツ労働組合連盟)とともに、ETUC創設に指導的役割を演じたのである。<sup>(50)</sup> TUCの反EC的態度を和らげるために、ETUCは初代の会長にTUCの書記長ウィクター・フエザーを選出したが、TUCのEC諸機関非協力政策は他の労働組合から非難され、その関係が正常化したのは、

国民投票後であった。<sup>(51)</sup>

TUCは、ETUC中における最大の労働組合であり、その後その発言力を取り戻しつつあるばかりでなく、TUCにとってETUCは、当初多国籍企業対策の手段であったが、英国内における不況の進行と失業者の増大に対する解決策を求める場として重要になりつつある。<sup>(52)</sup>しかし問題がないわけではない。第一に、ETUCを構成するEC加盟国の労働組合は、構造、イデオロギー、影響力、ECに対する態度などにおいて多種多様であり、意見の調整が難しい。第二に、ETUCは、EC加盟国以外の労働組合をも含む西欧規模の組織であり、EC政策に専念しているわけでない。第三に、ETUCは、UNICEおよびCOPAに比べて、事務局員数では(各二八、二五、三一各)同規模であるが、常任専門家の数では(各六、三八、三七名劣っており、組織的に弱いのである。<sup>(53)</sup>

全体として、TUCは、一九七五年九月以後、経済社会評議会や各種審議会およびETUCを通して積極的にECの諸機関へ影響を及ぼそうと努力しているが、TUCはECに全幅の信頼をおいているわけではない。TUCの欧州レベルにおける積極的な参加は、英国がECに加盟し続ける限り、そこから生ずる利益の分け前を最大限に確保しようとしているからにすぎないのである。

- (一) Samuel H. Beer, *Pressure Groups and Parties in Britain*, *American Political Science Review*, Vol. 50, No. 1, March 1956, p. 1.
- (二) 内田満「イギリス圧力団体における党派性のパターンとその動向」、『早稲田政治経済学雑誌』第二〇七号、一九六七年一月および同「イギリス圧力団体の活動領域とその特質」、『早稲田政治経済学雑誌』第二〇八・二〇九号、一九六八年二月参照。
- (三) Robert J. Lieber, *British Politics and European Unity: Parties, Elites and Pressure Groups* (Berkeley: University of California Press, 1970).
- (四) Wyn Grant and David Marsh, *The Confederation of British Industry*, (London: Hodder and Stoughton, 1977), p. 33, table 2.
- (五) Stephen Blank, *Industry and Government in Britain: The Federation of British Industries in Politics, 1945-65* (Farnborough: Saxon House, 1973), p. 145.
- (六) Robert J. Lieber, *op. cit.*, p. 57, 97 参照。

- (17) ウォーレン報告書『ウォーレン W. P. Grant, British Employer's Associations and the Enlarged Community, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 11, No. 3, March 1973, pp. 278-280, Memorandum from the Confederation of British Industries to the Hansard Society (引く CBI Memo), in the Hansard Society for Parliamentary Government(ed.), *The British People: Their Voice in Europe* (Farnborough: Saxon House, 1977), Annex III, pp. 201-207.
- (18) David Butler and Uwe Kitzinger, *The 1975 Referendum* (London: Macmillan, 1976), pp. 83-86 参照。
- (19) ウォーレン 一九七一年二月の報告『英国政府の一九七五年の選挙と選挙制度に関する参事報告』(Richard Kimber and J. J. Richardson, Some Aspects of T. U. C. and C. B. I. as Pressure Groups, in Richard Kimber and J. J. Richardson (eds.), *Pressure Groups in Britain: A Reader* (London: Dent, 1974), pp. 115-117)
- (20) CBI Memo, *op. cit.*, p. 206.
- (21) *Ibid.*, p. 204.
- (22) 英国議会のEC政策精査特別委員会の詳細『前掲拙稿『法学研究』第五六巻三号を参照された』。
- (23) Wyn Grant, Industrialists and Farmers: British Interests and the European Community, *West European Politics*, Vol. 1, No. 1, February 1978, p. 94.
- (24) *Ibid.*, p. 94 参照。
- (25) David Wood and Alan Wood (eds.), *The Times Guide to the European Parliament 1979* (London: Times Books, 1979), p. 76.
- (26) *European Interest Groups and their Relationships with the Economic and Social Committee*, *op. cit.*, pp. 61-62.
- (27) CBI Memo, *op. cit.* pp. 202-203 参照。
- (28) Wyn Grant, Industrialists and Farmers, *op. cit.*, p. 92, Wyn Grant and David Marsh, *op. cit.*, p. 134 参照。
- (29) Wyn Grant, *ibid.*, p. 92.
- (30) *Ibid.*, p. 92-93 参照。
- (31) *Ibid.*, p. 93.
- (32) Peter Self and Herbert Storing, The Farmer and the State, in Richard Kimber and J. J. Richardson (eds.), *op. cit.*, pp. 57-61, Anthony Sampson, *The Changing Anatomy of Britain* (London: Hodder and Stoughton, 1982), p. 301, 参照。
- (33) 以上の詳細は「たよさば」『モーロン経済共同体とイギリス農政』『のびゆく農業』一九六一年一〇月を参照された』。
- (34) Robert J. Lieber, *op. cit.*, pp. 50-51 参照。
- (35) *Ibid.*, pp. 116-132 参照。



- (26) Uwe Kitzinger, *Diplomacy and Persuasion: How Britain Joined the Common Market* (London: Thames and Hudson, 1973), pp. 264-265.
- (27) The Hansard Society for Parliamentary Government, *op. cit.*, p. 106-107 参照。
- (28) Uwe Kitzinger, *op. cit.*, p. 264.
- (29) 拙稿「一九八〇年五月三日の日経採録——ECのネットワーキング・ネットワークの一事例」、『法学研究』第五五巻六号、昭和五十七年六月参照。
- (30) 「緑の党」問題について Wyn Grant, The Politics of Green Pound, 1974-79, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 19, No. 4, June 1981 2 註 25。
- (31) 「ヨーロッパ」 House of Lords, Select Committee on the European Communities, The Common Agricultural Policy, H. L. Paper 156, Session 1979-80 (London: HMSO, 1980), pp. 1-17.
- (32) Wyn Grant, Industrialists and Farmers, *op. cit.*, p. 101
- (33) David Wood and Alan Wood (eds.), *op. cit.*, p. 76 以下同書所収議員経歴一覽より算出。
- (34) *European Interest Groups and their Relationships with the Economic and Social Committee*, *op. cit.*, p. 210.
- (35) The Hansard Society for Parliamentary Government, *op. cit.*, p. 105, Wyn Grant, Industrialists and Farmers, *op. cit.*, p. 100 参照。
- (36) Wyn Grant, *ibid.*, p. 100, 104 参照。
- (37) 「ヨーロッパ」 House of Lords, Select Committee on the European Communities, *op. cit.*, pp. 96-99 を参照された。
- (38) 「ヨーロッパ」 Denis Barnes and Eileen Reid, *Governments and Trade Unions: The British Experience 1964-79* (London: Heinemann Educational Books, 1980)。
- (39) 拙稿「ヨーロッパ・コミュニティの英国の政治過程」、『』、『法学研究』第四八巻七、八号昭和五〇年七、八月号を参照された。
- (40) Robert J. Lieber, *op. cit.*, pp. 38-45, 86-89, 106-116, 分田順子「TUCと欧州経済統合——一九五〇年代におけるその国際関係」、『国際関係学研究』別冊 一九七九年十一月に詳しく。
- (41) 分田順子右論文四九頁参照。
- (42) Uwe Kitzinger, *op. cit.*, pp. 274-275.
- (43) David Butler and Uwe Kitzinger, *op. cit.*, p. 107.
- (44) Gerald A. Dorfman, From the Inside Looking Out: The Trades Union Congress in the EEC, *Journal of Common Market Studies*, Vol. 15, No. 4, June 1977, p. 249 参照。
- (45) *Ibid.*, p. 252.

- (49) *House of Lords, Select Committee on the European Communities, Enlargement of the Community, H. L. Paper 105-II, Session 1977-78* (London: HMSO, 1978), pp. 237-258.
- (47) David Wood and Alan Wood (eds.), *op. cit.*, p. 76.
- (48) *European Interest Groups and their Relationships with the Economic and Social Committee, op. cit.*, pp. 184-186 参照。
- (49) Gerald A. Dorfman, *op. cit.*, pp. 258-259.
- (50) 詳細は、前掲中原善一郎「欧州統合と民際勢力」一五七—一七〇頁。B. C. Roberts and Bruno Liebhafers, *The European Trade Union Confederation: Influence of Regionalism, Detente and Multinationals, British Journal of Industrial Relations*, Vol. 14, No. 3, November 1976, pp. 261-272. Emil J. Kirchner, *International Trade Union Collaboration and the Prospects for European Industrial Relations, West European Politics*, Vol. 3, No. 1, January 1980, pp. 124-138 参照も可也。
- (51) B. C. Roberts and Bruno Liebhafers, *ibid.*, pp. 263-265.
- (52) Gerald A. Dorfman, *op. cit.*, pp. 254-255, 262 参照。
- (53) The Hansard Society for Parliamentary Government, *op. cit.*, pp. 112-113. Emil Kirchner and Konrad Schwaiger, *op. cit.*, pp. 20-21, table 2.2 参照。

#### 四 結 語

ウェルナー・フェルドは、一九六六年に、「EEC原加盟六カ国の国内経済利益集団のかんりの多数(七〇%)が、その要求を実現させる上で、直接共同体の諸機関に向けるよりも、構成国政府を通じた方が、より成功しがちであると考えている」と、報告した<sup>(1)</sup>。この結果は、加盟国が一〇カ国になった今日においても、一般論として妥当性を有していると思われる。

本稿では、英国の三大国内利益集団であるCBI、NFUおよびTUCがそれぞれEC政策に如何なるチャネルを通して影響を及ぼそうとしているのかを検討した。結果として、フェルドの観察結果が、その後ECに加盟した英国においても該当し、三利益集団にとってホワイトホールとのチャネルがもっとも重要であり、ECレベルのチャネルは第二義的であった。さらに、本稿で得た観察結果は、利益集団の加圧行動の主要部分が対行政部であると

いう内田満の指摘<sup>(2)</sup>が、英国のEC政策の場合においても妥当することも示している。しかし、英国のEC加盟にもない国内利益集団の加圧チャネルも「欧州化」し、極めて複雑な様相を呈しており、それは国内利益集団があらゆる可能な限りのチャネルを通して活動している事実をも示している。しかし、ECの諸機関に対する各集団の評価には、差異がみられる。とくに、直接選挙導入後の欧州議会に対してCBIとNFUは高い評価を与え、メンバーを議員として送り、積極的に結びつきを強化しているが、TUCの欧州議会に対する評価は低く、その関係は極めて薄い。三集団とも、ECの各種専門審議会を重視しているが、経済社会評議会に対する評価がもっとも高いのは、逆にTUCである。また、三集団にとって、欧州利益集団を通じたトランスナショナルなチャネルも重要になりつつあるが、構成国利益集団の連合組織という構造上の問題を抱えており、COPAを除いて必ずしも効果的ではない。ロイ・ブライスは、一九七三年に、「英国議会が直面する問題とは対照的に、英国の特定の経済的社会的諸利益を代表する諸勢力が対処しなければならぬ問題は、比較的単純である<sup>(3)</sup>」と述べたが、確かに、三集団の「欧州化」は、加盟初期のTUCを除いて円滑に行なわれた。しかし、三集団にとって、「欧州化」にもなって、加圧行動の財政的および人的負担が重くのしかかっていることも重要な事実なのである。

以上の結果は、あくまでも一般論としていえることであって、個々の具体的な事例においては、各チャネルの重要度と使用状況は当然のことながら千差万別であろう。そこで、次の課題は、具体的な事例における国内利益集団の行動を追跡することであろう。

(1) Werner Feld, *op. cit.*, p. 384.

(2) 内田満前掲「イギリス圧力団体の活動領域とその特質」三四五頁。なお、同氏の「アメリカ圧力政治における最近の問題」、『早稲田政治経済学雑誌』第二六八号、昭和五六年一〇月は、アメリカ圧力政治の国際化の問題をも検討している。

(3) Roy Pryce, *op. cit.*, p. 179.

(昭和五八年四月三〇日稿)